4月1日から各学区地区公民館はまちづくりセンターに変わります

令和4年4月からの名称	施設の管理運営者	
庄内町余目第一まちづくりセンター	18ネットワーク(※)	
庄内町余目第二まちづくりセンター	第二学区まちづくり振興協議会(※)	
庄内町余目第三まちづくりセンター	菁莪のまちづくり運営協議会(※)	
庄内町余目第四まちづくりセンター	和合の里を創る会(※)	
庄内町狩川まちづくりセンター	風来風流の会 (※)	
庄内町清川まちづくりセンター	- 庄内町	
庄内町立谷沢まちづくりセンター		

(※)公共施設を管理運営する指定管理者

●利用時間:8:30~21:30

3日前までに利用者がいない場合は、曜日によって利用時間を17:00または19:00までに短縮します。(狩川まちづくりセンターを除く)

●利用申請:利用する日の3日前までに必ず利用申請書を各まちづくりセンターに提出してください。

●減免申請: これまで利用料金が減免されていた団体の減免は継続されます。新たに減免申請をする場合は、各まちづくりセンターに申請してください。

■問合せ:企画情報課まちづくり係☎0234-42-0162

前田野目農村運動公園グラウンドゴルフ場が指定管理になります

4月1日から「和合の里を創る会」が前田野目農村運動公園の管理・運営を行います。

●オープン: 4/15(金)

●新年度の予約受付: 4/15金~7/1金の利用は4/1金 9:00から受付けます。

※7/2仕以降の予約は、利用日の3ヵ月前から可能です。

■問合せ:和合の里を創る会事務局☎0234-44-2162







異動の届出はお済みですか?

住所や加入する健康保険に異動があるときは届出が必要です。(進学などで親元を離れる場合も同様です) 届出する時期などをご確認のうえ、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参のうえ、忘れずに手続きをしてください。

届出	届出する時期	届出に必要なもの(●は必ず、△は該当する方のみ)
転入届 庄内町に引っ越したとき	転入した日から 14日以内	△前住所地の自治体が発行した転出証明書△マイナンバーカード △住民基本台帳カード
転出届 他自治体に引っ越すとき	転出予定日 の おおむね14日前 から	△国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保 険者証など△各種医療証(子、親、身など)△印鑑登録証 △住民基本台帳カード
転居届 町内で引っ越すとき	転居した日から 14日以内	△国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保 険者証など△各種医療証(子、親、身など)△マイナンバーカード △住民基本台帳カード
国民健康保険(国民年金) 資格取得喪失届 加入する健康保険に変更 があるとき	変更があった日 から14日以内	【社会保険などへ加入された場合】 ●新しい保険証●国民健康保険被保険者証△子育て支援医療証 △マイナンバーカードまたは通知カード 【国民健康保険へ加入される場合】 ●健康保険・厚生年金保険被保険者資格等喪失連絡票など △年金手帳 △子育て支援医療証 △マイナンバーカードまたは通知カード

※異動する方と同一世帯以外の方が届出を行う場合は、委任状が必要です。

■問・手続き: 税務町民課町民係☎0234-42-0133 立川総合支所総合支所係☎0234-56-3389

窓口業務の受付時間を延長します※町民係(役場A棟)のみ

- ●実施日・延長時間:3/29火~4/1金、4/4月 19:00まで
- ●取扱業務:①転入、転出、転居届の受付②住民票の写し、 戸籍謄抄本、税証明書などの交付③印鑑登録、印鑑登録 証明書の交付④国民健康保険、国民年金の取得、喪失の 受付⑤要予約マイナンバーカードの交付申請、受取、更 新(電子証明書の更新含む)、マイナポイントの予約、 申込支援、マイナンバーカードの健康保険証登録など ※窓□の混雑などにより、長時間お待たせする場合があり
- ますので、早めの来庁をお願いします。 ■問・実施窓口: 税務町民課町民係☎0234-42-0133

【マイナンバーカード関係の窓口について】

- ・電子証明書の更新、マイナポイントの予 約、申込み、保険証登録には、各種暗証 番号が必要です。
- ・問合せ先へ3日前まで電話ま たは町公式LINE(QRコード) で予約してください。
- ・電話予約受付時間:8:30~17:00 (土日祝日除く)

新型コロナウイルスワクチン接種情報

- ○予約に空きがあれば、2回目接種の6ヵ月後から3回目接種が可能となりました。追加接種を希望する方は、接種券が届いたらお早めに予約・接種してください。
- ○接種予約をキャンセルする場合は、必ずコールセンターなどに連絡してください。
- ○5~11歳の方については、町から送付されるご案内よりワクチンの効果や副反応について家族とよく話し合い接種を受けるか決めましょう。※詳しくは広報しょうない3月1日号をご覧ください。
- ■問合せ:保健福祉課健康推進係☎0234-42-0148

